

法教育

法教育

センターニュース

No. 18

2015年3月25日
第18号

Law-Related Education

発行 横浜弁護士会法教育委員会

巻頭言

横浜弁護士会

副会長 吉川 知恵子



だから法教育は楽しい

「法教育」などというとは硬く聞こえがちですが、人が他者との関わりの中で社会生活を営む上で、自分のある行為が他者のどのような利益と衝突し得るか、それをどのように調整すべきか、そのためにどんなルールを作ったらよいのかという法的思考やバランス感覚を養ってもらうのだと個人的には思っています。

私が法教育に最初に関わったのは、今から10年以上前の弁護士になってまだ数年しか経っていない頃でした。当時はまだ法教育という概念自体が学校関係者等にも普及していなかった時期で、日弁連でも法教育の教材などは作られ始めたばかりだったと記憶しています。それで、法教育について書かれた英語のテキストを、同期の弁護士と英語の勉強を兼ねて読んだりもしました。

高校での出前授業では、「あなたの街に24時間営業のカラオケボックスができることになったらどうしますか」という題材で、青果市場に

勤める早寝早起きの隣人、近くの高校に子どもを通わせていて子どもが深夜に入り浸ってはと心配するPTA会長、お酒が売れそうだと期待しているコンビニの経営者、開店を心待ちにしているカラオケ愛好家など細かく状況設定をし、それぞれの立場に学生を振り分け、それぞれの立場からどのようなルールを作ったらみんなが納得できるかを考えてもらうという授業を行いました。弁護士数人で何度も打ち合わせを重ね試行錯誤しながら授業内容を組み立て、学校に行き、いざ授業となってみると、みんな見事にそれぞれの立場になりきって、準備段階では想定しなかったユニークな意見も飛び出したりして、授業をさせてもらった私たちがむしろ新鮮な感動を覚えたことが今でも強く印象に残っています。

相手の立場にも配慮し、どのようなルールを作ったら解決できるかを考えることは、法は何のためにあるのかといった根本的な問題に立ち戻って考える機会にもなり、私たち法律家にとっても良い経験になります。

弁護士会にはたくさんの委員会がありますが、法教育委員会はいつも活気にあふれています。

出前授業に行ってお伝えされているのは実は私たちのような気がします。

法教育シンポジウムと作文コンクール

【法教育シンポジウム】

平成27年1月31日、横浜弁護士会館において、中高生をはじめとする多数の方々の参加のもと、横浜弁護士会主催の「法教育シンポジウム」が開かれました。

本シンポジウムでは、ジャーナリストの江川紹子さんをお招きしての「報道とプライバシー」に関する講演、そして江川さんの講演を踏まえての江川さんと小野毅横浜弁護士会会長による「クロストーク」が行われました。クロストークの終わりには、参加者からの質問を受け付け、江川さんと小野会長により、それぞれの立場から、丁寧な回答が行われました。また、江川さんの講演に先立ち、当会主催の「平成26年度 法に関する作文コンクール」の表彰式が行われました。

江川さんには、ジャーナリストとして、自身が経験された事件や現在テレビなどで報道されている事件を挙げながら、「報道とプライバシー」との関係について講演していただきました。

お互いの主張をぶつけ合うクロストークでは、「真相究明」のためには情報が国によって規制されるべきではないとして、知ることの「目的」・「必要性」を重視する江川さんに対し、小野会長から、知られる者の視点から、私人間において「知る権利」をストレートに主張できるかなどの問題意識がぶつけられ、ジャーナリストと弁護士（弁護人）という立場・発想の違いが感じられました。

本シンポジウムは、法に関する作文コンクールから派生して企画されたものです。

作文コンクールの今回のテーマは、「プライバシー権」ですが、単に、プライバシー権を説明するだけではなく、プライバシー権と対立する権利や利益との調整を具体的に考えてもらうことを「狙い」としてしました。

本シンポジウムのテーマもまさに表現（報道）の自由とプライバシー権の調整を考えることにあります。

江川さんの経験に裏付けられた講演やクロストークを通じて、多角的な視点を感じることができたのではないのでしょうか。

本コンクールや本シンポジウムに参加し、そして、自分の頭で考えてみることにより、新たなもしくはさらなる「興味」が湧いてくる、そのような企画になったことを期待します。

【平成26年度 法に関する作文コンクール】

本シンポジウムの冒頭に行われた「平成26年度 法に関する作文コンクール」の表彰式では、当会会長か



ら各受賞者に賞状と副賞の図書カードが贈られ、審査委員より、詳細な講評も行われました。

法に関する作文コンクールは、県内の中高生を対象に、普段意識することが少ない「法」について考え、作文という形で表現してもらうことで、生徒の関心はもとより、法教育に対する学校や社会の関心を高めることを目的として、平成23年度より、毎年、企画・実施してきたものです。

本年度は、「プライバシー権」をテーマとして、中学生115通、高校生556通の応募があり、当会会長を委員長とする審査委員会により、各受賞作品が選出されました（受賞者名等は、別表の通りです）。

なお、本年度のテーマ・出題の狙いから少し離れる作品であっても、作品の内容・視点の面白さなどから、審査委員会が特に評価した作品について、「特別賞」が贈られています。

（法教育委員会委員 伊東 秀文）

中学生の部

優秀賞・『プライバシー権』

川崎市立宮前平中学校 3年 蔭山 七海

優秀賞・『プライバシー』

浅野中学校 3年 中村 慶吾

特別賞・『「オススメ」からプライバシー権を考える』

鎌倉市立大船中学校 2年 熊木 ひと美

高校生の部

最優秀賞・『防犯カメラへの考え方』

神奈川県立海老名高等学校 1年 岩本 千浩

優秀賞・『プライバシー権について』

神奈川県立海老名高等学校 1年 中山 淳

優秀賞・『身近にある権利』

神奈川県立海老名高等学校 1年 矢久保 小雪

特別賞・『差別と区別』

横浜清風高等学校 1年 板垣 あかり

〈敬称略〉

入賞者の作品は、当会HPに掲載しております。

<http://www.yokoben.or.jp/profile/gaiyou/torikumi/sakubun/>

横浜市立松本中学校での出前授業

平成26年10月15日、私は法教育委員会委員の真船裕之会員とともに、横浜市立松本中学校にて3年生を対象とした出前授業を行いました。

今回の出前授業は、社会科の授業の一環として組み込まれたもので、生徒たちは出前授業に先立ち、裁判所と裁判制度について授業を受けたうえで、模擬裁判のシナリオを利用した裁判劇を行い、生徒間での評議も行っていました。出前授業は一連の授業の締めくくりとして、各クラス内の班ごとに評議の結果を発表し、弁護士がそれに対して講評を行うとともに、職業紹介をする、というものでした。

模擬裁判のシナリオの争点は、電化製品が保管されている倉庫内で発見され、逃亡したところを捕まった被告人が、「窃盗を行っていたのか、それとも単に雨宿りのために入っていたのか」という窃盗の故意に関するものでした。授業の冒頭、班ごとに評議の結果を発表してもらったのですが、どの班も真剣に議論してくれたようで、実に様々な結論が見られました。なかには第一発見者である警備員が軽傷を負っていたことをとらえて「事後強盗致傷」という罪名を認定した班もあり、法的知識の意外な広さに感心しました。

各班の発表が一通り済んだところで、無罪推定の原則について説明し、主に窃盗の故意を認めた班を例に、中学生に対してなので「ちゃんと確信が持てる程度の証拠があるだろうか」という切り口から説明をしていきました。意外だったのは、窃盗の故意を認定するために重要と思われる「倉庫内の段ボールが散乱していた」という事実に着目した班があまり多くなかったことです。このあたりは「電化製品が保管されている倉庫」というものを見たことがないからなのかもしれません。

その後、「この事案が実際の裁判だったらどういう結論となりそうか」という点について解説し、あとは職業紹介となりました。皆の前では質問しづらかったのか、授業後にもたくさんの生徒が集まってくれました。

授業の中で印象に残っているのは、無罪推定がなぜ大事なのか、具体例を挙げて説明したところ生徒たちの表情が引き締まった場面です。悪いことをすればどうなるのか、ということも含めて、少しでも現実感を持って考えてもらえたのであれば今回の出前授業も役に立ったのかな、と思いました。

(法教育委員会委員 網野 雅広)

神奈川県立横浜修悠館高等学校での出前授業

平成26年11月25日、神奈川県立横浜修悠館高等学校にて、無料出前授業を行いました。

本授業は、シチズンシップ教育の一環として、学校で用意されているカリキュラムの一つであり、今回、学校側から依頼されたテーマは、「弁護士の仕事及び裁判員裁判等について」というものでした。与えられた時間は60分、当日の参加生徒数は8名でした。

実は、私が同校で出前授業を担当させていただくのは、前年に引き続き2回目でした。そこで、今年度は、授業内容に新たな風を吹き込むためにも、同じく法教育委員会委員の平賀孝治先生とともに担当しました。おかげで、授業内容に幅が出て、すごく助かりました。

当日は、はじめに簡単な自己紹介をした後、前半の20分位で、私から「弁護士バッジの意味、弁護士の仕事」などといった、弁護士に関する一般的な話をしました。もしかしたら、話を聞いてくれている生徒たちの中に将来法律家になりたいという生徒がいるかもしれないと思い、弁護士になるためのルート（法科大学院や予備試験、司法試験、司法修習、二回試験…）の説明や、受験時代の苦労話もしました。緊張している様子の生徒たちを少しでも和ませたいと思い、その頃テレビでやっていて、私も毎週楽しみにして観て

いた、深キョンが初の弁護士役を演じたドラマ（題名は失念！）の話を振ってみたりしましたが、残念なことに、観ている生徒はいないようでした（おそらくは、放送時間が遅かったせいだと思います）。生徒たちのニーズに合わせて話をする事の難しさを痛感しました。

そして後半は、平賀先生にバトンタッチをして、「刑事手続の概要、刑事手続の流れ、裁判員制度の概要」などの話をさせていただきました。捜査⇒起訴⇒公判⇒判決までの各段階で弁護士が担う役割についての先生の実体験に裏打ちされたお話は、生徒たちの心をグッと掴んでいました。

最後は、「資料が多くてカバンが重い」だとか、「書面の締切に追われていて辛い」だとかといった、私が日常的に感じている愚痴！？まで聞いてもらい、「年度によって、生徒たちの雰囲気や反応もだいぶ違うんだな」と、ある意味当たり前のことを感じながら、教室を後にしました。今後も、弁護士の仕事や裁判手続について、一人でも多くの生徒たちの興味、関心が深まるよう、微力ながら、お手伝いさせていただきたいと思います。

(法教育委員会委員 濱邊 和揮)

京都弁護士会法教育委員会との交流

平成26年9月10日、金井健作委員長をはじめとする5名の京都弁護士会法教育委員会委員の方々が当会における法教育視察のために来訪され、意見交換及び懇親を深めることができました。

当会が他会に先駆けて法教育センターを設立したことや出前授業等の申込実績も多いことは誇るべきことですが、この交流により、委員会のみならず弁護士会全体で法教育を担う体制を構築するという面では京都弁護士会に見習わなければならないものがあると感じ

ました。

当委員会と愛知県弁護士会法教育委員会との交流によって同会におけるサマースクールの成果を当会におけるサマースクールにも取り入れ活性化につなげたこともあるなど、法教育を広めたいという共通の意欲を持つ他会の委員との交流は有意義であり、今後もこのような交流を深めていければと思っています。

(法教育委員会委員 種村 求)



横浜弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

●●●こんなことを頼めます…●●●

- 裁判傍聴会** 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。
- 出前授業** 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。
- 模擬裁判** 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通9 横浜弁護士会内
横浜弁護士会法教育センター
TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718
受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時

ホームページにアクセス！

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

横浜弁護士会ホームページ

(<http://www.yokoben.or.jp>) にアクセス！



今年度から、編集委員に加わりました。部会は和やかな雰囲気、楽しくおしゃべりしながらも、気がつくとテキパキと編集作業が進んでいるので驚いています。まだ意見を言える機会が少ないですが、これからがんばっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(松浦ひとみ)



66期 弁護士 砂山 麗

裁判傍聴体験記

平成26年8月18日、藤沢市中学校教育研究会社会科部会の裁判傍聴引率を担当しました。夏季休

事件は覚えい削取締法違反の事案で、即日結審となりました。傍聴後の事後講義では、「日頃生徒達には悪いことは正直に告白して反省すべきだと教えているが、裁判では被告人に黙秘権が認められていることをどのように説明したらいいだろう」という感想や、「法廷内の椅子や時計の設置場所・設置方法には何か意味があるのか」という、今後、授業で生徒達を引率する際を想定しての質問があるなど、先生ならではの着眼点が驚かされました。初めての引率でしたが、私自身にとっても大変勉強になりました。



河野 隆行 (デスク)	青木 康郎
田丸 明子	江塚 正二
村上 貴久	押田 美緒
大木秀一郎	松浦ひとみ
	服部 知之
	細貝 嘉満
	伊藤 真哉